

下東条地区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、下東条地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、下東条地区（以下「地区」という。）の住民参画による地域の活性化と住民福祉の向上を図るための活動を推進し、住民相互の交流とふれあいのある豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域のイベント事業、地域づくり活動その他の自主事業
- (2) 協議会の活動に協賛する団体への支援
- (3) 小野市立コミュニティセンター下東条（以下「コミセン下東条」という。）の活用に関する調査研究及び意見調整
- (4) 地域の課題解決を図るための活動
- (5) その他協議会の目的達成のための事業

(事務局)

第4条 協議会の事務局をコミセン下東条内に置く。

第2章 組織及び委員

(組織)

第5条 協議会は、地区内の自治会、婦人部、老人クラブ、PTAその他の非営利団体及びその構成員により組織する。

(委員)

第6条 協議会に、次の委員を置く。

- (1) 前条の団体から推薦された者
- (2) 公募した者のうち、委員として適任と認められる者（以下「公募委員」という。）

2 前項第1号の委員の任期は、所属団体の任期による。

3 公募委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 委員は、協議会の運営に参画するとともに、地域づくり事業を実施する。

第3章 役員等

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 協議会の役員は、委員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う会計事務を総括する。
- (4) 理事は、協議会の重要な事項を審議するとともに、会務の運営に参画する。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第11条 協議会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、協議会の運営及び活動に関し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(事務局長及び事務局員)

第12条 協議会に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 3 事務局員は、協議会の事務を担当する。
- 4 事務局長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第13条 協議会に、その運営に関する事項を審議し、又は事業を推進する機関として、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

- (3) 専門部会（7種別）
 - (4) 専門委員会
 - (5) その他会長が必要と認める会議
- 2 前項の会議において、議事内容に応じて関係者の出席を求めることができる。

（会議の構成）

第14条 総会は、協議会の最高議決機関であり、委員をもって構成する。

- 2 理事会は、役員（監事を除く。）をもって構成する。
- 3 専門部会は、事業を担当する委員及び事業に協力する者をもって構成する。
- 4 専門委員会は、地域の活性化を推進する者をもって構成する。

（総会）

第15条 総会は、毎年1回以上開催し、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (4) 会則の改廃に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。
- 4 総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、委員の中から選出する。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 7 第4項の規定にかかわらず、通常開催が困難であると会長が認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

（理事会）

第16条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催し、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 役員を選出し、総会に提案すること。
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (4) 総会から委任された事項に関すること。
 - (5) コミセン下東条の活用に関すること。
 - (6) その他総会の議決を要しない会務に関すること。
- 2 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

- 3 理事会の議長は、会長が当たる。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門部会)

第17条 協議会の専門部会は、次のとおりとし、専門的事項の企画立案、調査研究及び実践活動を効果的かつ能率的に推進する。

- (1) スポーツ部会
- (2) 夏まつり部会
- (3) 文化祭部会
- (4) 高齢者スポーツ部会
- (5) 地域美化部会
- (6) 安全・安心部会
- (7) 企画部会

- 2 専門部会に、部会長、副部会長及び部会員を置く。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の運営及び活動を総括する。
- 4 部会長は、担当する事業を円滑に実行するため、必要に応じて実行委員会の開催を会長に要請するものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、総会及び理事会で決定した事項を協議する。
- 8 専門部会の議長は、部会長が当たる。

(専門委員会)

第18条 協議会の専門委員会は、下東条地区まちづくり活性化委員会（以下「活性化委員会」という。）とし、地域の活性化を図るため、地区区長会と連携し、地区のまちづくりを推進する。

- 2 活性化委員会について必要な事項は、地区区長会と協議して別に定める。

第5章 会計

(経費の支弁)

第19条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第20条 事業計画及びそれに伴う収支予算は、総会の議決により定めるものとする。

(事業報告並びに収支決算及び監査)

第21条 事業報告及びそれに伴う収支決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を経て総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この会則は、平成16年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月11日から施行する。